

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県中山間地域ふるさと基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十号）
（農業ビジネス支援課）

一 趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、規定の整備を行う。

二 内容

- (一) 中山間地域の指定根拠となる法律名が新たに制定されたことに伴い、法律名を改める。
- (二) 過疎地域とみなされる区域の規定を加える。

三 施行期日

公布の日